

ひとり親世帯臨時特別給付金に係る予算流用について

1 目的

新型コロナ対策で政府の緊急対策として、令和2年6月12日の国の二次補正で議決されたひとり親世帯のための臨時特別給付金の支給を行う。

2 背景

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じている。
- ・令和2年6月12日の国の二次補正で、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」としてひとり親世帯に対し、臨時特別の給付金を支給することが決定した。

3 事業内容

(1) 支給対象者

ア【児童扶養手当受給者等への給付】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

イ【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

(2) 支給額

ア【児童扶養手当受給者等への給付】

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

イ【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円（上記アに追加で給付）

4 流用について

今回の支給対象者のうち、ア【児童扶養手当受給者等への給付】①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者については、国の通知により令和2年8月中の支給が求められている。

早急な給付金支給のため早期の予算確保が必要になったことから、予算の流用及び基礎内容変更するもの。

なお、流用した金額は、9月議会の補正予算において流用戻しを実施する。

5 事業費 578,719 千円（財源：国 母子家庭対策等総合支援事業費補助金 10/10）

(1) 流用

	事業	節	細節	金額（千円）
流用元	児童扶養手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	△ 10,419
流用先	児童扶養手当支給事業	03 職員手当等	01 職員手当等	2,069
		10 需用費	01 消耗品	180
			17 印刷製本費	147
		11 役務費	03 郵便料	1,008
			11 手数料	1,100
		12 委託料	14 その他事業	5,915

(2) 基礎内容変更

	事業	内容	金額（千円）
基礎内容変更	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当支給に対する扶助費	△568,300
	児童扶養手当支給事業	臨時特別給付金に対する扶助費	568,300

6 スケジュール

時期	対象者	
	令和2年6月分の児童扶養手当の受給者（支給対象者ア①）	その他の支給対象者（支給対象者ア②、③ イ）
7月上旬	案内発送準備	
7月中旬	ホームページでの周知	
7月下旬	案内発送	
7月下旬～8月上旬	受給拒否届出書受付	
7月中	システム検証・データ改修	
8月上旬	広報はままつでの周知	
8月下旬	給付金支払 ※国の通知により8月までに支払うことが求められている。	
8月～令和3年2月	収入が減少した児扶世帯への追加分給付は、児扶手の現況届の期間に合わせ受付	申請の受付、審査 (児扶手の現況届の受付期間に合わせる)
9月下旬以降		給付金支払

※ただし、国の通知により変更の可能性あり